

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前略) (都市手当)</p> <p>第16条 } (略) 2 }</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)</u>であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。</p> <p>(後略)</p> | <p>(都市手当)</p> <p>第16条 } (同左) 2 }</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、<u>沖縄振興開発金融公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)</u>であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。</p> |
| <p>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)</p> <p>(前略) (年次休暇の日数)</p> <p>第21条 年次休暇は、一の年ごと(1月1日から12月31日までの1暦年)における休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) } (略) (2) }</p> <p>(3) 当該年において新たに特定独立行政法人の職員、国家公務員(特別職に属する者を含む。)国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法</p> | <p>第21条 } (同左) (1) } (2) }</p> <p>(3) 当該年において新たに特定独立行政法人の職員、国家公務員(特別職に属する者を含む。)国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>律第141号)の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人の職員(以下この条において「国等の職員」という。)となった者で、引き続き教職員となったもの 国等の職員となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)</p> | <p>律第141号)の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人の職員(以下この条において「国等の職員」という。)となった者で、引き続き教職員となったもの 国等の職員となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)</p> |
| <p>(4) } (略) 2 } (後 略)</p> | <p>(4) } (同 左) 2 }</p> |
| <p>国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程 (平成20年達示第77号)</p> | |
| <p>(前 略) (定義) 第2条 } (略) 2 }</p> | <p>(定義) 第2条 } (同 左) 2 }</p> |
| <p>3 この規程において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。)その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち教職員として参加することが適当であると認められるものに参加することをいう。</p> | <p>3 この規程において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。)その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち教職員として参加することが適当であると認められるものに参加することをいう。</p> |
| <p>4 } (略) 5 } (後 略)</p> | <p>4 } (同 左) 5 }</p> |
| | <p>附 則 この規程は、平成20年10月1日から施行する。</p> |